

飲酒運転の根絶

～ 飲酒運転 しない させない 許さない ～

[交通企画課・交通指導課]

「飲酒運転は しない させない 許さない」をスローガンに車を運転する人だけでなく、みなさんがそれぞれの立場で飲酒運転を根絶しましょう。

毎月22日は『飲酒運転根絶運動の日』

～ 飲酒運転は しない させない 許さない ～



「宮城県飲酒運転根絶に関する条例」で定める『飲酒運転根絶運動の日』（毎月22日）には、県民のみなさんが一体となって

「飲酒運転は犯罪である」

ことを訴え、それぞれの立場で飲酒運転根絶に取り組みましょう。

5月22日は、飲酒運転根絶の日です

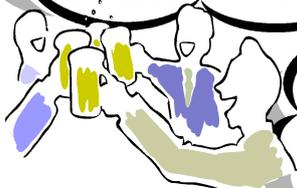
処罰されるのは運転者だけじゃない!

車両提供者

飲酒運転をするおそれのある人に
車両を提供することは犯罪です!

酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に
酒類を提供することは犯罪です!



飲酒運転車両への同乗
飲酒運転の**車両に同乗**
することは犯罪です!



車もバイクも
自転車も



飲酒運転は犯罪!

飲酒運転で失う6つの宝

- 1 命 (死亡事故に直結)
- 2 家族 (離散、崩壊等)
- 3 仕事 (会社等は解雇に)
- 4 社会的信用 (新聞、テレビ等で報道)
- 5 免許 (免許取消し)
- 6 お金 (罰金刑や遺族補償)